

(5) 子どもの育成に係る相談体制の充実等

1. 本市は、保育、教育、福祉及び保健の分野における子どもに関する相談を行う部署において密接な連携を図り、虐待、体罰、いじめ等の防止、その他の子どもの育成に係る総合的な相談体制の充実を図ります。

①家庭訪問による早期発見

関係機関と連携を取りながら、要支援家庭の把握に努め、早期の支援開始、継続支援に努めます。

②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

児童生徒の自己肯定感を高める支援として、自己肯定感と関連している要因を検討し、乳幼児健康診査や思春期教育「いのちの大切さ」での啓発内容の充実に努めます。

児童生徒の健康に影響を与え得る健康行動課題について、児童生徒及び保護者等に対する喫煙防止教育、生活習慣教育等を実施し、学校等関係者と共有できる体制づくりを推進します。

③虐待を防ぐための各種知識の普及啓発

各施設・各家庭へのリーフレット配布や講演会を通じて児童虐待防止の周知啓発を行います。

④育てにくさを感じる親に寄り添う相談体制の充実

育てにくさを感じる、育児に自信がないと感じる方への支援として、特に乳幼児健診の場で早期に関わりをもつことを重視します。また、育児不安の要素となる育児の抱え込み、精神的な負担の軽減となるような健診づくりに努め、地域の子育て支援サービスにつながるように努めます。

⑤障がい児等の相談体制の充実

医療や療育などの支援を推進するため、保健師・家庭児童相談員等、専門スタッフによる家庭相談事業など相談体制の充実を図ります。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）及び「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）に基づく障がい